

ご利用前に必ずお読みください

福岡県電子調達システム（公共事業）を利用し、インターネットを通じて電子的な入札書等の提出などを行うには、「福岡県電子調達システム（公共事業）利用規約」（以下、規約といいます。）に同意していただくことが必要です。

システムの利用前に規約を十分にお読みください。システムを利用された方は、規約に同意したものとみなします。何らかの理由により規約に同意できない場合は、システムの利用をお断りします。

福岡県電子調達システム（公共事業）利用規約

1 目的

本規約は、福岡県電子調達システム（公共事業）を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

2 用語の定義

本規約において使用する用語の意義は次のとおりとします。

- (1) 福岡県電子調達システム 福岡県が実施するインターネットを通じて行うシステム。
- (2) 利用者 福岡県電子調達システム（公共事業）（以下、「システム」という。）を利用して入札等の手続を行うもの。

3 利用者の責任

利用者は、自己の判断と責任に基づき、システムを利用し、並びに利用に伴って生じる文字情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録も含む。）を管理するものとし、福岡県に対しいかなる責任も負担させないものとします。

利用者は、システムを利用するために必要な利用環境を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

4 個人情報の取り扱いについて

福岡県は、利用者から収集した情報については、福岡県個人情報保護条例（平成4年福岡県条例第2号）に基づき厳重に管理するものとします。

5 利用時間

システムの利用時間は、午前7時から午後8時まで（開庁日のみ）とします。

ただし、システムの保守等を行う必要があるときは、福岡県は、利用者への事前通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

6 禁止事項

システムの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムを電子調達以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) システムに対しウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為。
- (6) システムに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去または剥奪すること。

7 システム利用の停止又は制限

システムに対し、前項に掲げる行為に該当すると認められる場合、又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者への予告を行うことなく、システムの停止又は制限等必要な措置を行うことができますものとしします。

8 免責事項

- (1) 福岡県の責によらない利用者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となる若しくは本システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合、そのために生じた損害については福岡県は責任を負いません。
- (2) 本システムの利用にあたり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続を行ったうえで利用者本人と認めて取り扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書及び電子署名につき偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法による、いわゆるなりすましによって生じた損害について福岡県は責任を負いません。
- (3) 天災、事変その他福岡県の責に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について福岡県は責任を負いません。

9 著作権

システムが利用者に対し提供するコンテンツは、福岡県が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

10 保守等によるシステムの停止

福岡県は、次に掲げる場合には、利用者へ事前の通知を行うことなく、いつでもシステムを停止又は制限できるものとしします。

- (1) システムの保守、改変及び創設等を行う必要のある場合
- (2) システムの利用が著しく集中した場合
- (3) システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

11 本規約の改正

- (1) 福岡県は、必要があると認めるときは、利用者へ事前の通知を行うことなく、いつでも本規約を改正することができるものとしします。
- (2) 福岡県は、本規約の改正を行った場合には、遅滞なくシステム上に掲載し公表するも

のとします。

- (3) 本規約の改正後に利用者がシステムの利用を継続したときは、当該利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなします。

12 協議

本規約に定めのない事項その他本規約の事項に関し疑義を生じたときは、福岡県と利用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

13 適用

本規約は、平成17年9月30日から適用します。

附 則

本規約は、平成21年9月1日から適用します。

参考：罰則規定について

「不正アクセスの禁止等に関する法律」の規定による罰則

次に掲げる行為をした場合、「不正アクセスの禁止等に関する法律」（平成十一年法律第百二十八号）の規定により、下記のとおり罰則を受けることがあります。

不正アクセス行為 三年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・ なりすまし行為

ID及びパスワード等によってアクセス制御されているシステムに、他人の利用者ID及びパスワード等を無断で入力して、不正に利用する行為

- ・ セキュリティホールを攻撃する行為

ID及びパスワード等によってアクセス制御されているコンピュータにID及びパスワード等を入力せずにアクセスする行為

他人のID及びパスワード等を不正に取得する行為

一年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 他人のID及びパスワード等の不正取得

不正アクセスの目的で他人の利用者ID及びパスワード等を取得又は保管する行為

不正アクセス行為を助長する行為 30万円以下の罰金

- ・ 他人の利用者ID及びパスワードの漏洩

システムの管理者以外の者が、システムの管理者または利用者本人の承諾を得ることなく他人の利用者ID及びパスワードを漏洩すること（不正アクセスに使用する目的があることを知っていた場合は一年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

「刑法」の規定による罰則

次に掲げる行為をした場合、「刑法」（明治四十年法律四十五号）の規定により、下記のとおり罰則を受けることがあります。

不正な電磁的記録の作成及び供用 五年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

- ・ 不正な電磁的記録の作成
人の事務処理を誤らせる目的で電子データを不正に作成すること
※公務所又は公務員により作られるべき電子データについては、十年以下の懲役又は百
万円以下の罰金
- ・ 不正な電磁的記録の供用
人の事務処理を誤らせる目的で、不正な電子データを人の事務処理の用に供すること

電子計算機の損壊等 五年以下の懲役又は百万円以下の罰金

- ・ 電子計算機損壊等業務妨害
人の業務に用いられているコンピュータや電子データを破壊する行為や、不正な情報
や指令を与える等の行為により人の業務を妨害すること